

第 7 回 富士見市文化芸術振興委員会議事録

日 時	令和 7 年 3 月 2 4 日 (月) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 2 0						
会 場	富士見市民総合体育館 3 階 多目的室 1 ・ 2						
出席者	高野	水野	峠	近藤	山本	多田	秋元
	○	○	○	×	×	○	×
	大沼	谷澤	齊藤	星野	山崎	千葉	池嶋
	○	○	○	×	×	○	○
	事務局：文化・スポーツ振興課 久保田課長、高橋副課長、熊、佐藤						
1	開 会						
2	委員長挨拶						
3	議 事						
	(1) 協議事項						
	アーティスト登録制度について						
	【事務局より資料に基づき説明】						
	前回の会議からの変更点						
	<ul style="list-style-type: none"> ・登録可能アーティストは「主な職業として文化芸術活動を行う方」とする ・アーティストの活動内容は原則出演のみ(お稽古事としての会員募集等を懸念) ・アーティストの謝礼は原則有償(人材バンクとの差別化) ・学歴、実績などのプロフィールは自由記載欄とする 						
	作成した資料の説明						
	<input type="checkbox"/> 「アーティスト登録申請書-1 (公開用)、-2 (審査用)」(アーティスト用) 1のみ公開。2は内部でのみ利用。 「主な職業として文化芸術活動を行う方」に同意していただくための項目。 市とのゆかりを確認するため、「富士見市との関係」欄を設置。						
	<input type="checkbox"/> 「依頼書」(アーティストを紹介してほしい方用) 利用者は市内在住、在学、在勤に限る。市民にアーティストを活用していただくため、「依頼について」で、適切な報酬を含め理解いただいた上で利用を促す。 「依頼日時」「依頼場所」など詳しくはアーティストと相談になると思うが、想定内容を記載。						
	<input type="checkbox"/> 「報告書」の説明。 依頼者、アーティスト両方が対象。						
	<input type="checkbox"/> 「市ホームページ(案)」の説明。 令和7年度に詳細は協議したい。アーティスト一覧に、登録者追加。「アーティスト登録申請書-1 (公開用)」のリンクを貼る。ホームページによる運用。 あくまでもたたき台で、変更の可能性もある点にご留意いただきたい。						

【意見・質疑応答】

委員長：全体の仕組みとして、ホームページ（案）から申請書、依頼書、報告書の順で協議したい。

□「市ホームページ（案）」について。

委員長：市とゆかりのある方を「富士見市出身、在住・在勤、市内で活動（キラリふじみでの活動実績等）」にしてはどうか。明確に記載した方が良いのでは。「キラリふじみでの活動実績があるとなお良い」は、そのような方は加点になる考えか。

事務局：点数制度にするかについては検討中である。ご発言のとおり訂正する。

委員：市外アーティストも対象とすることについては、母数自体を増やすことにつながるため賛成である。

委員：「アーティストを依頼する方」の事務局想定は。例えば、子ども会、福祉施設、学童などか。

事務局：そのような団体も想定しているが、年代の想定はしていない。アーティストを依頼したいが方法がわからない団体が地域のイベントなどを実施する際の利用を想定している。市主催のイベントでも可能性はある。

委員：大規模なイベントを行いたい方は出演者が決まっていることも多いかもしれない。小規模なイベントを想定していることは承知した。

委員：本制度の開始時に周知のため、登録アーティスト達が出演するスタートイベントなどを実施するのはどうか。ホームページ上だけよりも効果的。

委員：年1回など、継続的な事業としてもどうか。制度の周知と同時に、市としてのアーティスト支援の意向が伝わるのではないか。

委員：市で予算を取る意義も十分にある。実行委員会予算や基金など、連携していけると良いのではないか。

委員：既存のイベントに登録アーティスト出演枠を設けるのはどうか。

事務局：制度を市役所内部でも周知し、活用を促していきたい。キラリふじみを会場にした事業実施については、大規模改修の休館期間との調整を行いながら検討したい。

委員長：アーティスト紹介の手順として、依頼者の希望に対して手があがったアーティストは全員依頼者へ紹介するという事か。

事務局：そのような想定である。手が上がったアーティストを、事務局で選別することは専門的知識や経験が必要とされると考えられるため難しい。

委員長：事業趣旨と関係ないアーティストが手を挙げた場合はどうするか。

事務局：依頼内容に応じてある程度情報を流すアーティストを絞るような運用を想定している。どのような基準でアーティストへ情報を提供するかは検討中。謝礼、開催日、ジャンルなどを基準とすることが考えられる。例えば謝礼にした場合、内容次第では安価な謝礼でも出演したいアーティストも考えられるが、アーティストへの適切な報酬が払われるような制度としたいという思いもある。また、そのようなコーディネートを行えることを本制度の特長としたいとも考えている。

事務局：例えば、登録時に「報酬については応相談」と記載する選択肢を設けることも効果的か。

委員：アーティスト目線で、富士見市のために安価でも引き受けるケースはある。他にも同様の方はいると考える。

事務局：優先基準は再度事務局でも検討する。

委員：これまでの議論は、主に音楽や劇の例である。絵画の依頼等は既存の人材バンクで対応可能とも考えられるが、本制度での美術・工芸分野での活用の想定はあるか。

事務局：イベント会場の装飾等が考えられる。

委員：ライブペインティングなども当てはまるのでは。

委員：実際に制度の運用を始めてみないと分からないのではないか。

委員：ホームページの「アーティストとして登録したい方」の「6.協力」は「6.出演」に変更してはどうか。イベント出演とは別の協力に見える。

委員：アーティストと依頼者間で契約書等は作成されるのか。

事務局：当事者間で取り交わすものと考えており、市で用意することは考えていない。他の自治体の事例でも紹介のみ。謝礼金額を始め、当事者間での協議としている。

委員長：当事者間で解決できなかった場合、市の制度であることから責任を問われることも考えられる。注意事項の記載を工夫することなどで、市の責任の範囲を明確にした方が良いのではないか。

委員：アーティストの登録にあたり、選考を行うこと自体は良い。アーティスト側にも理解はあるはず。

委員：依頼者目線からすれば、クオリティを担保するほうが大切である。

委員長：選考委員会を行うのはどうか。

事務局：落選とした際の説明責任をどう果たすのか、など事務局としては懸念点がある。現時点でキラリふじみと一緒にすることも検討している。

委員：キラリふじみが主体で行うことは出来ないのか？

事務局：キラリふじみは専門性が高いことは確か。事務局は異動のある一般事務職であるため。協力して一緒に選考は可能との話ではある。

委員：始めからすべてがうまくいくものではなく、10年単位で磨いていくものではないか。

事務局：まず開始するのも大事だと思っている。再度事務局で検討したい。

□「アーティスト登録申請書-1（公開用）、-2（審査用）」について

委員：左の「アーティスト登録申請書-1（公開用）」の「活動、企画内容 アピールポイント等」は「活動、実施可能内容、アピールポイント等」へ変更した方が良い。

委員：さらに、付け加えて「活動実績・経験、実施可能内容 アピールポイント等」へ変更したい。

委員：「活動区分」についても、「私は、主な職業として、文化芸術に関わる活動を行っています」へ変更した方が良い。

□「報告書」について

委員長：「制度の満足度」に加え、事業満足度も必要ではないか。事業満足度は高くても、制度が使いづらかったとの意見も考えうる。

事務局：「実施内容、感想等」「制度へのご意見等」の両方にそれぞれ「事業の満足度」「制度の満足度」欄を設け、修正する。

(2) 報告事項

富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金について
令和6年度文化芸術事業の実績について

(3) その他

- ・アーティスト登録制度については、次期委員で意見をまとめ、令和8年度に運用を開始したい。
- ・職員の異動を報告。

4 閉 会